

原発事故の被害を直視してください。被害者の声を聞いてください。

# 子ども・被災者支援法の幅広い適用と具体的な施策の実施 賠償の時効問題の抜本的な解決を求める請願署名

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
復興大臣 殿

## 【請願理由】

2012年6月、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「支援法」）が、全会一致の議員立法により国会で成立しました。この支援法は、被ばくを可能な限り避けながら被災地に住み続けることも、避難を選択することも、避難先から帰還を選択することも、いずれも自己決定として肯定する画期的な理念法です。しかし、支援法の成立から一年以上も放置されたあげく、復興庁が発表した「基本方針案」は既存施策を貼り合わせただけで、法の趣旨とは程遠いものでした。

東京電力福島第一原発事故は、事故以来2年以上が経過しても、収束の見通しすらたっていません。被害者は、放射能汚染と被ばくの脅威にさらされながら、今なお、把握されているだけでも、子どもたちをはじめとして約15万人の人々がふるさとを追われ、家族や地域共同体が分断されたまま、応急仮設住宅などでの避難生活を強いられています。現在、住民不在のまま決定された避難指示の解除が進みつつあり、意に沿わない帰還を強いられるケースも増えています。また、被災地にとどまる方々からは、被ばくに関する悩みを語ることもできずに、不安な心情も伝わってきます。被災者の心身は、疲弊と困難を極めており、一刻も早い、支援法の理念に基づく具体的な施策の実現が求められています。

加えて、原発事故の被害者を刻一刻と追い詰める深刻な問題が存在します。原発事故の被害についての損害賠償の請求権が、来年3月には時効消滅してしまうという問題です。先に成立した「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（原賠ADR時効特例法）」では救済されない被害者は数多く存在します。自主避難者を含む多くの被害者は、東電から請求書面さえ送られぬままに、来年3月以降、賠償請求権が消滅してしまいます。また、東電から請求書面等が送られている被害者についても、いつまで東電が債務の存在を認め続けるかは全く不透明な状況です。

このままでは、加害者の側が賠償されるべき被害者を選択できることになり、被害者の分断が大規模に行われることとなります。この問題をこのまま放置すれば、いま現在の健康や生活の問題への対応どころか、すでに生じた損害の賠償すら、加害者である東電の対応次第になってしまうのです。

国が進めてきた原発推進政策がもたらした、悲惨な原発事故のすべての被害者は、このまま泣き寝入り強いられていいはずはありません。原発事故子ども・支援法を、幅広く、十分な内容で実施し、賠償の時効問題を抜本的に解決することが求められています。

【請願内容】

**1. 原発事故子ども・被災者支援法の十分かつ具体的な施策の実施を求めます。**

- 福島県全域と少なくとも追加被ばく線量 1mSv 以上の幅広い支援対象地域を設定し、この地域の人たちの自己決定（避難する場合もその場にとどまる場合も）に応じた十分な支援をしてください。
- 支援法を実施・推進するため、被害当事者や支援者を中心とした様々な主体の意見を反映させる常設機関を設置してください。
- 福島県内、および県外についても、国が責任をもって、幅広い専門家や当事者の参加を得た上で、健康管理体制を構築してください。

**2. 賠償請求の時効問題を抜本的に解決するための特別立法を求めます。**

- 原発賠償請求権の行使につき、少なくとも3年間の短期消滅時効を適用しないことを定めてください。
- 事故時から20年間の除斥期間（客観的に権利行使ができなくなる期間）を適用しないことを定めてください。
- 全ての被害者が、過度の負担無く損害賠償請求できる十分な権利行使期間を定めてください。

名 前	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

※個人情報事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

＜中間集約先＞ 東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-8-16 第2升本ビル5階

＜最終集約先＞ パルシステム生活協同組合連合会 〒169-8526 新宿区大久保2-2-6 ラクアス東新宿7F

＜署名締切日＞ 第一次集約日：2013年10月末日、第二次集約日：2013年11月末日

＜注意事項＞ コピーやFAXは無効となります。住所は番地まですべてお書きください。  
国籍・年齢は問いませんが、日本在住の方に限ります。

＜呼びかけ団体＞ 原発事故被害者の救済を求める全国運動実行委員会

＜共同代表＞ 宇野朗子（福島から京都に避難）／小池達哉（福島県弁護士会会長）／佐藤和良（いわき市議会議員）

＜呼びかけ人＞ 伊藤恵美子（子どもたちを放射能から守る全国ネットワーク）／市村高志（とみおか子ども未来ネットワーク 理事長）／宇野朗子（福島から京都に避難）／海老原夕美（日本弁護士連合会副会長）／大内雄太（福島市議会議員）／大賀あや子（大熊から会津若松へ避難）／落合恵子（作家）／鎌田慧（ルポライター）／亀山のこ（写真家）／河崎健一郎（福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク共同代表）／木田光一（福島県医師会副会長）／栗田暢之（レスキューストックヤード代表理事）／小池達哉（福島県弁護士会会長）／佐藤和良（いわき市議会議員・原発事故子ども・被災者支援法推進自治体議員連盟共同代表）／佐藤健太（飯館村村民）／高野光二（福島県議会議員）／中手聖一（原発事故子ども・被災者支援法市民会議代表世話人）／長谷川克己（福島から静岡に避難）／藤田和芳（株式会社大地を守る会代表取締役）／増田薫（放射能から子どもを守ろう関東ネット代表）／丸山輝久（原発被災者弁護団弁護団長）／満田夏花（国際環境 NGO FoE Japan 理事）／武藤類子（福島原発告訴団団長）／山澤征（南相馬市小高区行政区長連合会会長）／山本伸司（パルシステム生活協同組合連合会理事長）／湯浅誠（反貧困ネットワーク事務局長）

＜問い合わせ先＞ 早稲田リーガルコモンズ 法律事務所 TEL：03-6261-2880 FAX：03-6261-2881  
国際環境 NGO FoE Japan TEL：03-6907-7217 FAX：03-6907-7219